

【参考】大阪市給水条例（抜粋）

第4章の2 地下水等利用専用水道

（地下水等利用専用水道の設置者に対する指導等）

第36条の2 局長は、地下水等利用専用水道（法第3条第6項に規定する専用水道（以下専用水道という。）で市が供給する水と地下水その他の市が供給する水以外の水とを混合することができる構造を有するものをいう。以下同じ。）の設置者に対し、当該地下水等利用専用水道に係る給水装置の構造、材質その他維持管理に関し必要な指導をするものとする。

- 2 局長は、地下水等利用専用水道の設置の状況その他の地下水等利用専用水道に関する情報を提供することができる。
- 3 新設又は水道法施行令第3条第1号に掲げる一日最大給水量若しくは水源の種別の変更に係る工事により地下水等利用専用水道を設置した者は、当該工事完了後、直ちに管理規程で定める事項を書面により局長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定は、市が供給する水と地下水その他の市が供給する水以外の水とを混合することができる構造を有する水道であつて専用水道でないものが地下水等利用専用水道となつた場合（前項に規定する工事による場合を除く。）について準用する。
- 5 地下水等利用専用水道の設置者は、第3項（前項において準用する場合を含む。）の規定により届け出た事項に変更があつたときは、直ちにその旨を書面により局長に届け出なければならない。
- 6 地下水等利用専用水道の設置者は、当該地下水等利用専用水道が地下水等利用専用水道に該当しなくなつたときは、速やかにその旨を書面により局長に届け出なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。以下省略

（経過措置）

- 2、3 省略

（地下水等利用専用水道に係る届出の特例）

- 4 この条例の施行の際現に改正後の条例第36条の2第1項に規定する地下水等利用専用水道を設置している者は、この条例の施行の日から起算して6月以内に同条第3項に規定する事項を書面により局長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出は、改正後の条例第36条の2第3項の規定による届出とみなす。

【参考】大阪市給水条例施行規程（抜粋）

第4章の2 地下水等利用専用水道

（地下水等利用専用水道の設置者に対する指導等）

第37条の6 条例第36条の2第1項の規定による指導は、次に掲げる事項について行う

ものとする。

- (1) 地下水等利用専用水道( 条例第36条の2 第1項に規定する地下水等利用専用水道をいう。以下同じ。)に係る給水装置における水の滞留防止に関すること
  - (2) 地下水等利用専用水道を設置している旨の当該地下水等利用専用水道を設置している施設における掲示に関すること
  - (3) その他局長が必要と認める事項
- 2 条例第36条の2 第2項に規定する地下水等利用専用水道に関する情報は、次のとおりとする。
- (1) 地下水等利用専用水道の設置者が法人又は組合である場合においては、その名称
  - (2) 地下水等利用専用水道を設置している施設の名称及び所在地
  - (3) 地下水等利用専用水道による給水開始の年月日
  - (4) その他局長が必要と認める事項
- 3 条例第36条の2 第3項( 同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の様式による届出書を局長に提出しなければならない。
- (1) 届出者の氏名及び住所( 法人又は組合にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 地下水等利用専用水道を設置している施設の名称及び所在地
  - (3) 地下水等利用専用水道による給水開始の年月日
  - (4) 一日最大給水量並びにこのうち市が供給する水及び地下水その他の市が供給する水以外の水が混合される量
  - (5) 一日平均給水量
  - (6) 地下水等利用専用水道を設置している旨の当該地下水等利用専用水道を設置している施設での掲示の有無
  - (7) その他局長が必要と認める事項
- 4 前項に規定する届出書には、次に掲げる図面を添付しなければならない。ただし、局長が必要でないときと認めるときは、この限りでない。
- (1) 地下水等利用専用水道に係る給水装置及び当該地下水等利用専用水道の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図
  - (2) 地下水等利用専用水道に係る給水装置における水の滞留防止措置を明らかにする図面
  - (3) 地下水等利用専用水道に係る給水装置における水の逆流防止措置を明らかにする図面
- 5 条例第36条の2 第5項の規定による届出は、第3項各号( 第7号を除く。)に掲げる事項に変更があつたときに行わなければならない。